４　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(2)‖(1)　［略］

(2)　自己資本比率告示第七十条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

(3)‖(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［ハ・ト　略］

［三・十二　略］

［５・６　略］

（別紙様式第四号）

［（第一面）～（第六面）　略］

（第七面）

（単位：百万円、％）

ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［略］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

［ａ～ｖ　略］

ｗ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十条第一項又は第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｘ～ｐｐ　略］

（第八面）

（単位：百万円）

ＣＲ５ａ：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー
［略］

４　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［加える。］

(2)‖(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［ハ・ト　同上］

［三・十二　同上］

［５・６　同上］

（別紙様式第四号）

［（第一面）～（第六面）　同左］

（第七面）

（単位：百万円、％）

ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［同左］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

［ａ～ｖ　同左］

ｗ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｘ～ｐｐ　同左］

（第八面）

（単位：百万円）

ＣＲ５ａ：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー
［同左］